

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年5月25日（平成29年（行情）諮問第197号）

答申日：平成29年9月6日（平成29年度（行情）答申第221号）

事件名：特定法務局長の決裁に係る決裁綴り（特定期間）のうち人権擁護部において作成された決裁簿の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「東京法務局長の決裁にかかる決裁綴り（期間は平成29年1月1日から末日まで）のうち、当局人権擁護部において作成された決裁簿」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別紙に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年4月28日付け2庶文1第403号により東京法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 審査請求人の審査請求に係る処分について

審査請求人から開示請求のあった行政文書の名称は、東京法務局長の決裁にかかる決裁綴り（期間は平成29年1月1日から末日まで）のうち、当局人権擁護部において作成された決裁簿である。

処分庁は、下記3の理由により、平成29年4月28日、行政文書の部分開示の決定（原処分）をし、同日付け2庶文1第403号「行政文書開示決定通知書」で審査請求人に通知した。

2 審査請求の趣旨について

審査請求人は、処分庁が行った原処分を取り消し、全部開示とするとの決定を求めていると解される。

3 人権侵犯事件について

人権侵犯事件とは、人権侵犯の疑いのある事案をいい、法務省の人権擁

護機関がこの人権侵犯事件について行う調査・処理の目的は、侵犯事実の有無を確かめ、その結果に基づき、相手方や関係者に対し人権尊重の意識を喚起して、当事者の自発的意思による自主的な侵害行為の停止、侵害状態の排除、被害の回復及び侵害の再発防止を促すなどすることである。

4 部分開示を行った理由について

本件対象文書のうち、不開示とした「件名」欄、「起案日」欄、「文書番号」欄及び「伺い文」欄については、人権侵犯事件に関する、事件番号、管轄法務局名、人権侵犯事件の具体的な事件の名称、人権侵犯事件の開始年月日、人権侵犯事件の処理の方針など個別事件の処理状況に係る情報が記載されている。

これらの情報が開示されれば、個別の人権侵犯事件が特定される可能性があり、（処理を終えていない意思形成過程にある）個別事件に係る法務局内部における人権侵犯事件の取扱いや処理についての協議・検討を行った状況やその結果、その進捗状況など内部的な協議・検討過程に係る情報が明らかとなることから、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより本事件に対する職員の率直な意見の交換若しくは公正であるべき意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

したがって、当該不開示部分は法5条5号の不開示情報が記録されている場合に該当する。

また、人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保証されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、たとえ既に処理を終えた人権侵犯事件であっても、その事件の特定につながる情報が開示されることとなると、人権侵犯事件の関係者から無用の誤解、反発を招き、調査そのものに協力することを拒否するようになるおそれがある。また、そもそも、人権侵害の救済を求める者が、法務省の人権擁護機関に被害の申出をすることを差し控えるようになるおそれもある。

このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方に啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなるなど、今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該不開示部分は、原処分では判断していないが、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

5 開示相当とする部分について

本件対象文書のうち、不開示とした「名称（小分類）」欄については、

個別具体的な人権侵犯事件の特定につながる記載事項とは認められないことから、当該部分については開示とすることが相当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年5月25日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月6日 | 審議 |
| ④ | 同年7月18日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年8月7日 | 審議 |
| ⑥ | 同年9月4日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「東京法務局長の決裁にかかる決裁綴り（期間は平成29年1月1日から末日まで）のうち、当局人権擁護部において作成された決裁簿」であり、処分庁は、その一部を法5条5号に該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、不開示部分のうち、「名称（小分類）」欄の記載部分については開示することが相当であるとしているものの、その余の部分（以下「不開示維持部分」という。）については、不開示理由に法5条6号柱書きを追加した上で、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、当審査会において、本件の開示実施文書を確認したところ、原処分に係る開示決定通知書において不開示とする旨明記されていない部分（一部の「備考」欄の記載）が不開示とされていることが認められた。当該部分については、原処分に係る開示決定通知書上不開示とする旨明記されていない以上、原処分において開示されたものと解するべきであるから、本件審査請求の対象外であるといわざるを得ず、したがって、当審査会は、当該部分の不開示情報該当性についての判断は行わない。

2 不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 諮問庁の説明

ア 本件対象文書のうち、不開示とした「件名」欄、「起案日」欄、「文書番号」欄及び「伺い文」欄については、人権侵犯事件に関する事件番号、管轄法務局名、人権侵犯事件の具体的な事件の名称、人権侵犯事件の開始年月日、人権侵犯事件の処理の方針など個別事件の処理状況に係る情報が記載されている。

イ これらの情報が開示されれば、個別の人権侵犯事件が特定される可能性があり、（処理を終えていない意思形成過程にある）個別事件に

係る法務局内部における人権侵犯事件の取扱いや処理についての協議・検討を行った状況やその結果、その進捗状況など内部的な協議・検討過程に係る情報が明らかとなることから、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより本事件に対する職員の率直な意見の交換若しくは公正であるべき意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、したがって、当該不開示部分は法5条5号の不開示情報が記録されている場合に該当する。

ウ また、人権侵犯事件の調査は、調査内容の秘匿を条件に関係者の協力を得ながら進めているのが実情であり、その秘匿が保証されなければ人権侵犯事件の適正迅速な調査処理に重大な支障が生じるおそれがある。すなわち、一般に被害者その他の関係者が情報の秘匿に極めて神経質であり、人権侵犯事件記録の取扱いに少なからぬ関心を払っている実情からは、たとえ既に処理を終えた人権侵犯事件であっても、その事件の特定につながる情報が開示されることとなると、人権侵犯事件の関係者から無用の誤解、反発を招き、調査そのものに協力することを拒否するようになるおそれがある。また、そもそも、人権侵害の救済を求める者が、法務省の人権擁護機関に被害の申出をすることを差し控えるようになるおそれもあり、このような事態となれば、十分な調査が実施できず、その結果、真相解明が困難となり、相手方に啓発する等の実効的な被害者救済がなし得なくなるばかりでなく、人権救済制度そのものの適切な運用ができなくなるなど、今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できないことから、法5条6号柱書きの不開示情報にも該当する。

(2) 検討

ア 本件対象文書は、表形式の10頁から成る決裁簿であり、1行ごとに1件の決裁に係る様々な情報が具体的に記載されていると認められる。

原処分においては、各行のうち、人権侵犯事件に関する決裁に係る「件名」欄、「起案日」欄、「文書番号」欄、「名称（小分類）」欄及び「伺い文」欄の空欄を除く各記載部分が不開示とされており、そのうちの「名称（小分類）」欄を除く部分が不開示維持部分である。

イ 諮問庁は、不開示維持部分が開示されれば、個別の人権侵犯事件が特定される可能性があるとして説明しているため、この点につき、当審査会事務局職員をして更に諮問庁に確認させたところ、不開示維持部分の一部には、個々の人権侵犯事件に係る事件番号及び文書番号が記載されており、特定の人権侵犯事件に係る事件記録について、当該事件の当事者等から保有個人情報開示請求があれば、当該各番号について

は開示することとしていることから、当該各番号が公になることにより、当該事件の当事者等が事件番号又は文書番号を見れば、当該事件を特定することが可能であるとのことである。

そこで、当審査会において、本件対象文書中の不開示維持部分の各記載内容を見分したところ、「件名」欄及び「伺い文」欄の一部には、各人権侵犯事件に係る事件番号が、また、「文書番号」欄には各決裁に係る文書番号が、それぞれ記載されていると認められる。そうすると、上記のとおり、特定の人権侵犯事件に係る事件記録について、当該事件の当事者等から保有個人情報開示請求があれば、当該各番号については開示することとされていることに照らせば、当該各番号を公にすると、当該人権侵犯事件の当事者等の関係者において当該事件を特定することが可能となる旨の諮問庁の上記の説明は、首肯できる。

さらに、「伺い文」欄には、上記の事件番号の外、個々の人権侵犯事件に係る事件名や詳細な処理内容等に関する具体的な情報が記載されている部分があると認められ、当該部分を公にすると、少なくとも当該人権侵犯事件の当事者等の関係者において当該事件を特定する可能性があることも否定できない。

ウ そして、人権侵犯事件の調査事務は、その事務の性質等に照らし、様々な領域における幅広い事象を扱うものであり、また、その内容も機微にわたるものが多い上、その事実関係の調査や解決のための措置として任意的手段しか有しないこと等に照らせば、人権侵犯事件の調査事務に適切に対応するためには、法務局内部において忌たんのない意見交換を行い、十分な検討を行う機会が確保される必要があるものと認められる。

エ 以上を踏まえて検討すると、本件対象文書は決裁簿であり、個々の決裁事案の処理に関する様々な情報が、それぞれ具体的に記載されているところ、不開示維持部分中の「件名」欄、「文書番号」欄及び「伺い文」欄の各記載内容のうち、事件番号及び文書番号並びに個々の人権侵犯事件に係る具体的な情報が記載されている部分については、個別の人権侵犯事件が特定される可能性がある情報といえるのであるから、そのような情報を公にすると、当該情報を原処分において既に開示されている情報とを照らし合わせることにより、特定の人権侵犯事件に係る法務局内部における取扱いや処理についての協議・検討を行った状況等が明らかとなり、そのことにより、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるなどし、職員の率直な意見の交換若しくは公正であるべき意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることを否定できず、ひいては、今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該不開示維持部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ しかしながら、不開示維持部分中の「件名」欄及び「伺い文」欄のうち、事件番号及び文書番号並びに個々の人権侵犯事件に係る具体的な情報が記載されている部分を除く部分（別紙に掲げる部分）については、これらを公にしても、個別の人権侵犯事件を特定できるとは認められず、したがって、職員の率直な意見の交換若しくは公正であるべき意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、人権侵犯事件の関係者から無用の誤解、反発を招き、調査そのものに協力することを拒否するようになるおそれ又は人権侵害の救済を求める者が、法務省の人権擁護機関に被害の申出をすることを差し控えるようになるおそれがあるとは認められず、ひいては、今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められないことから、法5条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 次に、不開示維持部分中の「起案日」欄の記載部分について検討すると、同欄に記載された起案日のみからは個別の人権侵犯事件を特定できるとは認められないため、この点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分において決裁日が開示されているため、対応する起案日を開示すると、個別の人権侵犯事件に関する書面の決裁期間が明らかになることから、当該事件の当事者や関係者はもちろんのこと、他事件の事件当事者等からも、明らかになった決裁期間を引き合いに出して、自らの事件について執拗に処理の迅速化を求めるといった不当な圧力を受けるおそれがあるとのことであり、この諮問庁の説明を覆すに足りる事情は認められない。

そうすると、不開示維持部分中の「起案日」欄の記載部分を公にすることにより、決裁に要した期間という、個別の人権侵犯事件に係る法務局内部における取扱いや処理についての協議・検討を行った状況等の一端が明らかになると認められ、上記エと同様の理由により、職員の率直な意見の交換若しくは公正であるべき意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ等があることは否定できず、ひいては、今後の国の機関が行う人権擁護行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、法5条6号柱書きに該当し、同条5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条5号に該当す

るとして不開示とした決定については，諮問庁が同条5号及び6号柱書きに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち，別紙に掲げる部分を除く部分は，同号柱書きに該当すると認められるので，同条5号について判断するまでもなく，不開示とすることは妥当であるが，別紙に掲げる部分は，同条5号及び6号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（開示すべき部分）

| 頁 | 行 | 「件名」欄 | 「伺い文」欄 |
|---|-----|--|---|
| 1 | 5 | 1 5 文字目ないし 2 4 文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 6 | 4 文字目ないし 1 5 文字目を除く部分 | 3 5 文字目ないし 4 2 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 7 | 6 文字目ないし 1 0 文字目及び 1 2 文字目ないし 1 6 文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 1 1 | 5 文字目ないし 1 4 文字目を除く部分 | 1 0 文字目ないし 1 2 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| 2 | 1 | 1 1 文字目ないし 2 7 文字目を除く部分 | 4 5 文字目ないし 4 7 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 2 | 4 文字目ないし 1 3 文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 3 | 1 1 文字目ないし 2 1 文字目を除く部分 | |
| | 4 | 1 5 文字目ないし 2 5 文字目を除く部分 | 2 5 文字目ないし 2 7 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 5 | 2 文字目ないし 1 0 文字目を除く部分 | 1 0 文字目ないし 1 2 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 6 | 5 文字目ないし 1 7 文字目を除く部分 | 9 0 文字目ないし 9 3 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| 3 | 1 | 1 5 文字目ないし 3 0 文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 2 | 4 文字目ないし 1 2 文字目を除く部分 | 1 0 文字目ないし 1 2 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 3 | 2 文字目ないし 1 0 文字目を除く部分 | 1 0 文字目ないし 1 2 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |

| | | | |
|---|---|-----------------------------------|--|
| | 4 | 2文字目ないし14文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 6 | 5文字目ないし16文字目を除く部分 | 10文字目ないし12文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 8 | 全て | なし |
| 4 | 1 | 19文字目ないし28文字目を除く部分 | 10文字目ないし12文字目及び98文字目ないし100文字目並びに「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 2 | 11文字目ないし20文字目を除く部分 | 38文字目から40文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 3 | 15文字目ないし32文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 4 | 4文字目ないし15文字目を除く部分 | 10文字目ないし13文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 7 | 21文字目ないし30文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 8 | 11文字目ないし22文字目を除く部分 | 45文字目から49文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| 5 | 1 | 21文字目ないし48文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 2 | 11文字目ないし23文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 3 | 11文字目ないし22文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 5 | 2文字目ないし11文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 6 | 15文字目ないし25文字目を除く部分 | 本文下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 7 | 15文字目ないし21文字目及び35文字目ないし43文字目を除く部分 | 1文字目ないし3文字目、48文字目から50文字目及び87文字目ないし89文字目並びに「記」以下の各項目の記載内容及び項目5の項目 |

| | | | |
|---|---|--------------------|------------------------------------|
| | | | 名のうち1文字目ないし3文字目を除く部分 |
| | 8 | 5文字目ないし16文字目を除く部分 | 10文字目ないし12文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| 6 | 2 | 4文字目ないし12文字目を除く部分 | 37文字目ないし39文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 3 | 4文字目ないし13文字目を除く部分 | 10文字目ないし13文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 4 | 15文字目ないし30文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 5 | 4文字目ないし23文字目を除く部分 | 20文字目ないし43文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 6 | 21文字目ないし38文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 7 | 15文字目ないし26文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 8 | 5文字目ないし9文字目を除く部分 | なし |
| | 7 | 1 | 13文字目ないし23文字目を除く部分 |
| 2 | | 15文字目ないし25文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| 3 | | 17文字目ないし26文字目を除く部分 | |
| 4 | | 17文字目ないし26文字目を除く部分 | |
| 5 | | 14文字目ないし23文字目を除く部分 | |
| 6 | | 14文字目ないし30文字目を除く部分 | |
| 7 | | 2文字目ないし11文字目を除く部分 | |

| | | | |
|-----|-----|-------------------------|---|
| | 9 | 2 1 文字目ないし 3 3 文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 1 0 | 5 文字目ないし 1 6 文字目を除く部分 | 1 0 文字目ないし 1 5 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 1 2 | 2 文字目ないし 1 1 文字目を除く部分 | 1 0 文字目ないし 1 2 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| 8 | 1 | 2 文字目ないし 1 1 文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 4 | 5 文字目ないし 1 7 文字目を除く部分 | 1 0 文字目ないし 1 5 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 5 | 2 1 文字目ないし 3 2 文字目を除く部分 | 1 0 文字目ないし 1 4 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| 9 | 1 | 1 5 文字目ないし 2 4 文字目を除く部分 | 2 5 文字目ないし 2 7 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 4 | 2 文字目ないし 6 文字目を除く部分 | 「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |
| | 1 1 | 全て | |
| 1 0 | 1 | 5 文字目ないし 1 3 文字目を除く部分 | 1 1 文字目ないし 1 3 文字目及び「記」以下の各項目の記載内容を除く部分 |